

三朝町会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月14日

三朝町長

## 三朝町規則第2号

### 三朝町会計規則の一部を改正する規則

三朝町会計規則（平成20年三朝町規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 略 第2章 収入 第1節～第5節 略 第6節 徴収又は収納の委託（第25条～ <u>第27条の2</u> ） 第7節・第8節 略 第3章～第11章 略 附則  (徴収又は収納の委託) 第25条 町長は、 <u>法第243条の2第1項</u> の規定により歳入の徴収又は収納に関する事務を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。 (1)～(3) 略  (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) <u>法第243条の2第8項の規定による会計管理者の検査の実施に関する事項</u> (9) <u>法第243条の2の2第1項の規定による帳簿の記載及び保存の方法</u> (10) 略  (徴収又は収納の委託の検査)	目次 第1章 略 第2章 収入 第1節～第5節 略 第6節 徴収又は収納の委託（第25条～ <u>第27条</u> ）  第7節・第8節 略 第3章～第11章 略 附則  (徴収又は収納の委託) 第25条 町長は、 <u>政令第158条第1項又は政令第158条の2第1項</u> の規定により歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>記録管理の方法</u> (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略  (9) 略  (徴収又は収納の委託の検査)

第27条 会計管理者は、第25条の規定により委託を受けた者について、法第243条の2第8項に規定する検査を行うときは、会計課又は委託事務を所管する課等の職員のうちから検査員を命ずるものとする。

2～4 略

(収納の事務を委託することができる歳入等)

第27条の2 法第243条の2の5第1項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次の各号に掲げる歳入等のうち、同項第1号に該当すると認められるものとする。

- (1) 地方税
- (2) 分担金及び負担金
- (3) 使用料及び手数料
- (4) 財産収入
- (5) 寄附金
- (6) 諸収入
- (7) 歳入歳出外現金

第56条 町長は、法第243条の2の規定により支出に関する事務を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 法第243条の2第8項の規定による会計管理者の検査の実施に関する事項

(6) 法第243条の2の2第1項の規定による帳簿の記載及び保存の方法

(7) 略

2 略

3 第27条の規定は、第1項の規定により委託を受けた者について法第243条の2第8項の規定により行う検査についてこれを準用する。

第27条 会計管理者は、政令第158条第4項又は第158条の2第3項に規定する検査を行うときは、会計課又は委託事務を所管する課等の職員のうちから検査員を命ずるものとする。

2～4 略

第56条 町長は、政令第165条の3の規定により支出の事務を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 記録管理の方法

(4) 略

(5) 略

(6) 略

2 略

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の三朝町会計規則の規定は、この規則の施行の日後に法第243条の2第1項の規定により委託する歳入の徴収又は収納に関する事務について適用し、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）による改正前の地方自治法施行令第158条第1項又は同令第158

条の2第1項の規定により委託した歳入の徴収又は収納の事務（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例により行わせるものに限る。）については、なお従前の例による。